

## その3

山崎 佳子

### はじめに

慶尚北道独島史料研究会（以下、史料研究会）の作成した『竹島問題 100 問 100 答』に対する批判<sup>1</sup>では、筆者の執筆した5項目について、それぞれ「Q10 竹島の自然環境について知りたい。」、「Q11 竹島のニホンアシカについて知りたい。」の2項目に対してイ・ソリ氏、また「Q34 竹島の日本領土編入は、「帝国主義的な侵奪行為」「日本の朝鮮侵略の第一歩」だったのか。」に対してはパク・チョン氏、そして「Q35 一九〇五年の竹島の領土編入措置は、秘密裏に行われたのか。」、「Q37 沈興澤から初めて「独島」について知らされた大韓帝国政府はどう対処したか。」の2項目に対してはユ・ミリム（柳美林）氏の諸氏が担当して批判した。

本稿では、各批判のうち、特に反論の価値があると思われるものについてのみ重点を置きながら、また最新の知見も加えながら反論を試みることにする。

#### ①「Q10 竹島の自然環境について知りたい。」

直接の反論はなかったものの、イ氏は、「反論4, 5, 6」の中で、「文化財保護法」と「独島等島嶼地域の生態系保全に関する特別法」によって保存と管理の側面に重点を置いてきた韓国政府は2005年3月、島根県の「竹島の日条例の制定後、竹島の保全と管理に「利用」の側面を強調した「独島の持続可能な利用に関する法律」を制定して総合的な管理体系を構築したとし、その後の数々の竹島に関する政策も説明している。

しかし、その結果竹島の自然環境はどうなったか？『竹島問題 100 問 100 答』で筆者が懸念を示した通り、2013年7月の報道における竹島周辺の30トンにも及ぶ海中廃棄物は、その後2013年8月19日から45日間かけて清掃が行われ<sup>1</sup>、さらに2014年10月に2トンのものゴミ回収作業にも関わらず「いまだ海中には30トンものゴミが放置されたまま」で、しかも「政府は昨年策定したゴミ回収予算2億ウォンを今年は削減してしまった」<sup>2</sup>とのことである。これは、史料研究会の主張に反して、竹島の自然環境に対する韓国政府の管理体制が全く機能していないことの証左になるであろう。

さらに、昨年のセウォル号沈没事故の悲劇における、大統領・韓国政府・海洋警察の事故対応の不手際は記憶に新しい。筆者は当時自宅におり、座礁時からテレビ報道を祈る思いで見守っていたが、多くの救助艇の姿もありまた、全員救助との報に接し安堵していたが、数時間後して一転、実は多くの高校生が犠牲になっていたことは、同年代の子を持つ親として、大変心が痛む出来事であった。犠牲者の方々には、心から哀悼の意を表したい。

然るに韓国政府は2005年3月に島根県の竹島の日条例の対抗措置として、毎日約800名の観光客の上陸を許可して「利用」してきたが、事故を受けて昨年の訪問客は半減したという。珍島沖20km程度のセウォル号沈没地点は本土からもさほど離れておらず、翻って竹島は比較にならないほどの遠距離でかつ島から半径10kmを超えると2000~2500mの水深を有する対馬海盆に囲まれており、5月から9月の晴天時を除けば、非常に荒い海流の地点である。一体韓国政府

<sup>1</sup> 2013年8月22日付中央日報記事「独島周辺は30トンのゴミの海」（韓国語）

<sup>2</sup> 2014年10月25日付韓国MBC放送報道「天恵の漁場独島近海、30万トンの海洋ゴミ」（韓国語）

は、同様の旅客船事故が竹島周辺で起こった時に、速やかな人命救助が出来る体制を構築できたのであろうか？事故の教訓を生かすことを最優先とせず、ゴミの海洋投棄を阻止できないばかりかその回収予算を削り、領土主権を主張するためとして観光船や数々の奇妙な芸能パフォーマンス集団の渡航を許可し続けることは、自国民を始めとした観光客の安全を犠牲にし、海洋汚染の元凶を生み出している愚策であるといえないだろうか。

## ②「Q11 竹島のニホンアシカについて知りたい。」

### 「日本人たちによって絶滅した独島アシカ」

史料研究会は、筆者の『竹島問題 100 問 100 答』における「韓国の不法占拠時（1954 年）には 200 頭～500 頭が生息していた」という記述について、「とんでもない数字を出して、あたかも独島アシカの絶滅原因が日本とは関係が無く韓国にあるように糊塗した。」と批判した。しかし、この数字は韓国政府傘下の研究機関である海洋水産部 国立海洋調査院<sup>3</sup>やニホンアシカの研究で知られる井上貴央（解剖学）<sup>4</sup>も採用している科学的見地に基づく数字であり、そもそもその論拠は韓国人動物学者による WWF の報告<sup>5</sup>（1978）である。韓国側からこのような稚拙で感情的な批判が出ることに、驚きを隠せない。

また、「韓国では日本のようにアシカを捕獲して革や油として使った例は一切ない。」ともしているが、これも事実ではない。そもそも 17 世紀末から始まった鬱陵島への朝鮮王朝の検察使は、ニホンアシカを捕殺してその革（可支魚皮）を持ち帰り朝廷へ献上したことが朝鮮王朝実録などの公式史料に明確に記録されている<sup>6</sup>し、1953 年 6 月に、当時不法に竹島で漁をしていた鬱陵島の韓国人漁民がアシカの幼獣を食用に捕殺していたと報道されている<sup>7</sup>。さらに 1977 年の WWF の調査報告によると、ホン・スンチル氏率いる独島義勇隊は 1953 年～1956 年の間、毎年 10 頭ほどの海獣を捕殺して肉と油を利用しており、そのうちの 6 頭ほどがニホンアシカだったという<sup>8</sup>。このホン・スンチル氏は、「(1952 年頃か：筆者注) 釜山のヤンキー市場に行きアシカ 1 頭と引き替えに拳銃と小銃を取得した」とも証言しており<sup>9</sup>、韓国による竹島の不法占拠がニホンアシカの犠牲のもとに成り立っていたことを証言している。さらに、鬱陵島の韓国人の間ではニホンアシカは補身（滋養）によいとされ、「一部の島民は夜にカジエ窟に入り、棍棒でムルケ（訳注：韓国語のムルケの日本語訳はオットセイであるが（『朝鮮語大辞典』（角川書店、1986 年））

<sup>3</sup> 海洋水産部 国立海洋調査院（2013）『2013 年離島海洋主権強化のための科学的研究所および広報結果報告書』（韓国語）。この資料は藤井賢二氏にご提供頂いた。

<sup>4</sup> 井上貴央（1995）「ニホンアシカの復元に向けて（11） 日本海竹島のニホンアシカ その 2. 捕獲頭数の変遷」『海洋と生物』17(1), pp. 41-46

<sup>5</sup> WWF. World Wildlife Yearbook 1978-1979, 1978, p100. なお、キム・ホンキュ氏は本文中、「トドとカリフォルニア・アシカとニホンアシカを含む約 500 頭の子供が 1957 年まで独島で繁殖していたが、島に配備された武装警備隊に怯えてサハリンへ移動した。」と述べており、井上氏らはこれらを根拠にニホンアシカの頭数を 200-500 頭と見積もったと推測される。しかし、トドが竹島でニホンアシカとともに集団で繁殖していたとは考えにくく、ましてや、カリフォルニア・アシカに至っては日本海での集団繁殖どころか自然環境での生息事実そのものが大変疑わしい。両者の記述を併せて考察するならば、ニホンアシカのオス成獣をトド、幼獣をカリフォルニア・アシカと誤認したと考えられるため、500 頭はニホンアシカの頭数であったと判断するのが自然であろう。

<sup>6</sup> 『朝鮮王朝実録』正祖 40 卷, 18 年(1794 甲寅 / 청 진릉(乾隆) 59 年

<sup>7</sup> 1953 年 6 月 27 日付毎日新聞島根版記事「問題の「竹島」現地レポート -まだいた韓国人漁夫、アシカの料理で歓待-

<sup>8</sup> WWF. World Wildlife Yearbook 1977-1978, 1977, pp. 105

<sup>9</sup> 2012 年 08 月 19 日中央日報電子版「常習的に侵犯する日本人を決死阻止した独島義勇守備隊」(韓国語)

記事の内容からおそらくニホンアシカであろう。なおアシカは韓国語ではカンチという。)を殴って捕まえ殺したので、ムルケも見るのが難しくなったという。独島の場合も、ある時は機関銃でムルケを撃って捕まえたこともあるといい、ムルケを捕まえて上司に上納することもあった<sup>10</sup>としており、このように韓国側の資料からも、古来、戦後に至るまで一貫して朝鮮半島の人々がニホンアシカを捕獲して利用していたことが明確である。これらの史実を踏まえれば、先に紹介した WWF の調査報告の中で、動物学者のキム・ホンキュ氏が繁殖地保全の緊急性を訴えるとともに、韓国沿岸警備隊の竹島からの撤退を最善の方法としていることは、傾聴に値すべきであろう。

いずれにせよ、「誰がニホンアシカを絶滅させたか」については、とかく日韓双方で感情的な議論が見受けられるが、その原因は乱獲や保護政策の欠如のみならず、近代化に伴う航行船舶の増加や周辺の人口増加による人口圧、餌となる漁業資源の減少に加え、日本海の自然環境の変化に伴う生態系への影響等々、科学者の間でも結論が出ていないのが現状である。筆者は資料研究会のような事実に基づかないニホンアシカの歴史の歪曲については、前記のごとく資料を提示して反論するものであるが、一方で絶滅の原因を巡って日韓間で非科学的な責任の押し付け合いを行うのではなく、日本海の海洋生態系を持続させ、漁業資源を守るために協力し合う体制を両国が共同で構築すべきだと考える。特に近年、捕鯨を始めとした海洋性哺乳類の捕獲に関し、時に非科学的で感情的な議論が世界で影響を及ぼしていることを考えれば、伝統的な漁業文化、魚食文化を守るべく、持続可能な漁業と、バランスの取れた食糧生産を可能にするための日韓両国の協力が今後不可欠となるであろう。

北海道襟裳岬でのゼニガタアザラシや米国オレゴン州コロンビア川でのカリフォルニア・アシカの駆除の例にもみられるように、沿岸性の海洋哺乳動物と沿岸漁民との共存・共生は現代の知識・技術をもってしても解決し難く、そうした環境下で持続可能な漁業、特に沿岸漁業、定置網漁や養殖・栽培漁業を営むことは、困難を要する。そもそも、我が国におけるニホンアシカとの関わりは古事記にまで遡り、沿岸漁民との摩擦も絶えず、漁業者からは害獣とみなされることも少なくなかった<sup>11</sup>。特に、体長 2 メートルを優に超え、体重は 500 kg ほどにもなるオス成獣は凶暴で、漁業者を襲うこともあったという。そうしたことから、明治以降の人口増加を考えれば、当時としては貴重な水産資源・エネルギー源とみなされたことは、必然であったといえよう。

ところで筆者は、2014 年 9 月から数度にわたり、隠岐の島前西ノ島での現地調査に従事する機会を得たが、その結果、環日本海沿岸の日韓漁民の生業としてのニホンアシカの利用については、漁業史・地域産業史の一部として積極的に再評価すべきであると考えに至った。特に、明治 30 年代から鬱陵島への漁民の出漁が盛んになった隠岐島前、西ノ島であるが、同島西部の外海に面する三度(みたべ)地区では、明治の初めから明治 30 年頃までアシカ猟が行われ<sup>12</sup>、明治 35 年にも生捕して大阪の水族館等に輸出したとの記録がある<sup>13</sup>。さらに寺院の境内にニホンアシカの供養塚がある<sup>14</sup>。他、同島東部に位置する宇賀・物井地区の者が島後の中井養三郎等に先駆けて竹島でのアシカ猟を試みたといわれている<sup>15</sup>。地域であり、従来考えられていた以上に、

<sup>10</sup> 1970 年 11 月 28 日付東亜日報記事「乱獲で消えた孤島の名物」(韓国語)

<sup>11</sup> 児島俊平(1981)「竜神さんと石見漁民 ―文化年代の異常海象について―」『郷土石見』11

<sup>12</sup> 桜田勝徳・山口和雄(1935)「隠岐島前漁村探訪記」『隠岐島前漁村探訪記隠岐調査報告 1』

<sup>13</sup> 1902 年 1 月 12 日付山陰新聞記事「隠岐浦郷通信」。この記事は、石橋智紀氏にご教示頂いた。

<sup>14</sup> 井上貴央・佐藤仁志(1993)「隠岐島三度のアシカ猟」『隠岐の文化財』10, pp. 74-82

<sup>15</sup> 川上健三(1966)『竹島の歴史地理学的研究』pp. 201-208

ニホンアシカ並びに竹島との関係が深い地域である。

そこで、この機会に漁業関係者等への聞き取り調査で得られたニホンアシカと考えられる海獣に関する貴重な証言を紹介するとともに、近年、島根県竹島問題研究会の委員らにより次々と発見された、隠岐の漁業・水産加工技術の発展とニホンアシカに関する資料を併せて、隠岐でアシカ猟が始まった当時の状況と竹島との関連性の考察を試みることにする。

「30年ほど前（現在45歳の御子息が中学生の頃、その担任の教諭とともに）西ノ島と知夫島の間で釣りをしていた時に、ブイのようなアシカを見かけた。色は黒というより、茶、もしくは赤茶であった。」（西ノ島町在住、郷土史家）

「（戦時中）鬱陵島道洞の防波堤で「オットセイ」が沢山泳いでいた。」（西ノ島町在住、鬱陵島からの戦後引揚者。）

「（昭和26年に青風大敷にかかったオットセイ（ニホンアシカのことと思われる）の島根新聞の記事<sup>16</sup>について、）ここらではオットセイと言っていた。戦前から昭和24年くらいから漁協がやっていた大敷（＝定置網）に入っていた。外海の青風の崖下の岩場において、大敷のぶりなどを食べて邪魔するので、追っ払いに鉄砲猟銃以て退治に行ったことがあった。その頃は魚が多かったので、よく来ていた。しばらく来ていた。」（西ノ島町在住、元漁協理事長）

「矢走26穴の第3か第4の穴の入り口で、漁師だった父がニホンアシカらしき海獣を見つけたが、すぐにもぐったまま約一キロ逃げ、大神の立岩のあたりで顔を出した。（昭和24年生まれの）自分が学生の頃だったように思う。」（西ノ島在住、三度区長）

以上が今回得られたニホンアシカ（西ノ島の年輩の方々には、ニホンアシカのことをオットセイと呼んでいたことが印象的であった。従来隠岐ではトド、またはミチ、メチといった呼称が一般的であったことが知られている。）に関する証言であるが、元漁協理事長の証言にあるように、特に隠岐でのアシカ猟のきっかけは、害獣の駆除という側面が強かったようである。このことは、「隠岐島前漁村探訪記」において「然し旧幕時代には三度の漁師も自らこの猟を営まず、丹後方面の人に補助金のごときものを與へて捕らすてゐたと謂はれてゐる。トドが他の漁を邪魔したからである。」とあることから裏付けられる。

こうして駆除の対象として捕獲されるようになった隠岐のニホンアシカであるが、明治の隠岐の人々は単に害獣として駆除するだけではなく、水産製品として加工し、殖産政策の一環として当時盛んに開催された博覧会や共進会に出品するなどしており、アシカ製品の開発を品質改良の対象として非常な努力をしていた。例えば、明治21年開催隠岐国私立水産共進会において、海驢の皮、肉、油、剪油の出品があったことが記録されている<sup>17</sup>。また、明治23年の第三回国勸業博覧会では、隠岐の島後北部に位置する松島でアシカ猟が行われ、海驢油・海驢膾・海驢皮の三種類が出品された。「産地並ニ製造場 島根県管下隠岐国周吉郡西村ノ近海字松島ノ岩窟

<sup>16</sup> 1951年4月20日付島根新聞記事「オットセイ大暴れ」。この記事は、杉原隆氏にご教示頂いた。

<sup>17</sup> 河原田盛美（1881）「島根県水産共進会審査官トシテ出張復命書」（国文学研究資料館所蔵）

内ニテ捕獲自宅内ニテ製造ス」とあり、また、「沿革 古来ヨリ生育スルモ往時はハ捕獲スルモノナシ然ルニ当国知夫郡浦郷村ノ内美田部ノ近海ニ於テ捕獲セルヲ以テ今ヲ距ル二十年以前近村田中才次郎ナルモノ美田部ヨリ実業者ヲ雇入レ網ヲ以テ捕獲セシ？アリシモ五六年ノ后該獸ノ来ル？乏シクナルト・・・」とある<sup>18</sup>。つまり、島後西村の松島（注：竹島の江戸時代の名称である松島ではない）におけるアシカ猟は田中才次郎が明治初年頃に始め、島前三度からの技術移転であったことが分かる。

この田中才次郎について、西村に隣接する湊村で明治16年6月19日に大敷網の許可を島根県から得た記録がある<sup>19</sup>。田中がいつ頃から島後北部で大敷網を始めたのかは正確には分からないが、「(小型大敷網は) 隠岐へは出雲八束郡より明治初年には伝わったと言われる」<sup>20</sup>ので、明治初年頃であった可能性が高い。とすれば、田中も大敷網を始めたものの、ニホンアシカによる漁業被害を受け、それを契機として駆除をすることになったと考えられないだろうか。

ちなみに、田中と同じ明治16年6月19日に井口筆太郎という者も湊村で大敷網の許可を得ているが、五箇村の石橋松太郎の記録では、明治36年に中村の井口龍太という者が石橋と竹島に出漁しており、彼は明治38年、中井養三郎らとともに島根県から竹島のアシカ猟の漁業許可を得ている。同じ地域の出身で同姓であることから、両者が縁者である可能性が高く、大敷網とアシカ猟との深い関係が推察できる。

明治中期に始まった竹島でのアシカ猟は隠岐でのそれに比べ頭数も多く、より近代的で特殊な技法と漁業システム・大型の運搬船・人的資源・潤沢な資本金等が要求される、当時としては高度に組織化された先進的漁業であった。それはまた、利益を出すことを求められるため収奪的要素が強く、過当競争を懸念する行政により、潜水漁業とともに許可漁業となった。それは、竹島に先駆けて明治初年に始まったとされる島前から島後へ伝わった隠岐でのアシカ猟法やその後の水産物としての加工方法の技法等が基礎となり、はじめて近代的漁業として成立したことは、想像に難くない。そして、李氏朝鮮時代からの農本主義で漁民を蔑視する傾向のあった当時の朝鮮半島の人々に比べ、近代的かつ先進的なニホンアシカの利用方法を開発していた隠岐の人々が圧倒的に優位に立っていたことであろう。

ところで、許可漁業であった潜水器漁業であるが、やはりニホンアシカとの競合があったことが、竹島での出来事として葛生修亮によって報告されている。<sup>21</sup>

「日本海中未発見の一嶋

<sup>18</sup> 島根県隠岐島庁「第三回内国勸業博覧会 第四部出品解説書」(明治23年)(島根県庁文書、水産庁水産史料館図書)。この資料は、藤井健二氏にご教示頂いた。 左記：藤井健二氏を藤井賢二氏に訂正。

<sup>19</sup> 「漁業場区」農商部 第一種 文書課 明治9年台帳 (島根県庁文書、水産庁水産史料館図書)

<sup>20</sup> 山口和男『日本漁業史』(東京大学出版会 1957年5月)

<sup>21</sup> 葛生修亮(1901)「雑報」『会報』第1集(明治31年3月10日、黒龍会)、pp.107-108。この記事とほぼ同様の内容が、韓国『帝国新聞』4月1日付の記事に「鬱陵島東南三十海中にヤンコという島を日本で得たがその島は天下地図に載っておらずに所産は魚物だが海の中に馬が第一に(最も、とても)多くて漁夫たちを沢山傷つける」として掲載された。(この情報は松澤幹治氏からご提供頂いた。)韓国人漁夫もこの日本が獲得したという「天下地図」に載っていない島を「ドクト(ソム)」「ドルト(ソム)」などではなく「ヤンコ」と呼称していたことから、1900年の大韓帝国勅令41号中の「石島」が韓国政府の主張とは異なり、竹島ではないことがよくわかる。なお、この記事は、4月13日付で東京日日新聞が報じたことから、Japan Times を通して各国に配信・報道されたようである。各社報道では、地図に未記載の新島発見とされているが、同年5月15日の『地学雑誌』でのみ、リアンコートロツクと符合すると指摘している。詳しくはGerry Bevers氏のブログを参照のこと。

(<http://dokdo-or-takeshima.blogspot.jp/2015/05/new-island-named-yanko-mentioned-in.html#comment-form>) 2015年5月31日最終アクセス。

朝鮮の鬱陵島を東南に去ることを三十里、我帝國の隱岐國を西北に距ること又殆んど同里数の海中に於て世人未知の無名島あり 此島未だ英國の海圖にも載せられず 日本露西亜の海圖にも記されず 又朝鮮の版圖にも編せられず 然れども其島の存在することは事實にして、現に鬱陵島より帰りたるものは晴天の日同島山峯の高處に於て東南の方に遙かに島あるを認むと云へり 今此島發見の歴史を聞くに 一二年前西國筋の一潜水器船魚類を尋ねて遠く海中に出でたる時 見馴れざる場所に不圖一島嶼あるを認め 悦んで此處に根拠を据へ其四隣の海中を漁り廻りたるに 魚類の生息することは非常なれども 不幸にして數百頭の海馬の群れに悩まされ 何分にも饒多なる魚類の捕獲を全ふせず、ホウボウの体にて逃げ帰らざるべからざることとなりぬ、其後此事を以て或水産家に糺したるに潜水器船の同島に到りたるは季節恰も五六月の交なりし故 海馬の産期に當るを以て其妨害を受けたるものなるべしと云ふ 同潜水業者が實見せる所にては 同島は流れ三十町に近く丘陵甚だ高からざれ共處々雜草雜木を生じ 島形又極めて屈曲多く漁船を泊し風浪を避くるには頗る好地位に在り 但し地上數尺の間は之を穿て其水を得ざるを以て 現今の處水産物製造場としては未だ好都合なりと云ふを得ずとのことなり 去れど航海家水産業者の爲めには尚ほ充分探險の価値あるべし 因みに曰く 日韓漁民は此島を呼んで「ヤンコ」と云へり」

川上(1966)によると、知夫郡黒木村物井(現西ノ島町物井)に在住していた真野哲太郎が明治30年、「西当佐太郎等を備って機帆船で交易のため鬱陵島におもむき、その往復の途次今日の竹島において採藻、採貝およびあしかげを行い」とし、島後の久見の石橋松太郎と同時期に竹島でのアシカ猟に従事していたとの聞き取り調査の結果を報告している<sup>22</sup>。真野は物井の水産業者で屋号は中原、隱岐国共有の漁船改良丸で鬱陵島へ渡航したことが新聞記事に記録されている<sup>23</sup>人物である。彼はまた、明治36年の第5回内国勸業博覧会で二番鰯(スルメ)と石花菜(テングサ)で受賞<sup>24</sup>し、大正6年に島根県から潜水器漁業を許可されている<sup>25</sup>。このように手広く水産関係の事業を展開していた真野は所謂旦那衆と呼ばれるほどの成功者であったが、竹島でのアシカ猟と潜水器漁業に失敗したのか、もしくは期待通りの利益が出なかったのであろう、竹島でのアシカ猟に失敗した過去の経験を、新たに参入しようと計画していた後の竹島漁業の中心となる西郷の中井養三郎に忠告した。<sup>26</sup>

「正に明治三十六年氏は再びリアンコ島海驢捕獲業を企図せり、然るに、友人知己皆これを不可とし、ことに真野哲太郎氏の如き、大にその不可を鳴らし、隱岐国島前より、先はこの業に従事せんとして失敗せし歴史をひきて、熱心に忠告する処ありしも、氏の決心は牢乎として動かすべからず、明治三十六年五月意気相投合せる小原、島谷権蔵の両氏

<sup>22</sup> 前掲書15。なお、川上の著書では真野「鉄」太郎と「哲」太郎が混在しているが、現地調査の結果、真野鉄太郎という人物がほぼ同時期に浦郷に存在することが分かった。ただし、鉄太郎氏は水産業に従事していたことが確認できず、また、水産関係の史料から宇賀村物井地区在住であった哲太郎氏の可能性が高いと判断し、本稿では哲太郎で統一した。

<sup>23</sup> 1895年1月14日付山陰新聞記事「漁船改良丸の好果」

<sup>24</sup> 『第5回内国勸業博覧会受賞人名録』(明治36年、国立国会図書館所蔵)。この資料は、杉原隆氏にご教示頂いた。

<sup>25</sup> 「許可漁業一途 大正四年起 大正五年迄」(島根県立図書館所蔵)

<sup>26</sup> 奥原碧雲「竹島経営者中井養三郎氏立志伝」。本書の記述内容は、杉原隆氏にご教示頂いた。

をリャンコ島に渡航せしめたり、両氏は屈強の健児八名とともに、巾八尺長四間の漁舟に搭じ、北海の洪波を蹴破りて、同島に着し、はじめて日章旗を岩頭に翻し、島谷氏は有望なる報告を齎らして、一先帰航せり。」

以上のように、竹島でのアシカ猟と採藻・採貝などの根付・潜水器漁業は、中井等に先駆けて島前の水産業者によっても試みがなされていたが、記録に明確な理由はないものの、ニホンアシカとの競合のためであろうか、撤退しており、最終的に明治 38 年許可制になった際には、実績のある島後の漁業者が中心となった合資会社が漁業権を獲得したのであった。

③「Q34 竹島の日本領土編入は、「帝国主義的な侵奪行為」「日本の朝鮮侵略の第一歩」だったのか。」

「独島は日本帝国主義が恣行した韓半島侵奪の初めての犠牲の羊だった」

繰り返して述べるが、「日本が奪った」もしくは「侵略の第一歩であった」などと主張するためには、日本による公式編入以前から韓国領であったことの証明がなされなければならない。韓国の研究者においては、より実証的な研究に励み、その主張の具体的な論証がなされることを期待したい。

なお、明治政府が竹島を近代国際法に基づき無主地として領土編入措置をとったことと、日本政府が近代国際法に編入される以前の歴史的権原に基づく「固有の領土」を編入したと主張することは、矛盾しない。詳しくは、『竹島問題 100 問 100 答』の「Q17 「固有の領土」なのに領土編入するのは矛盾していないか。」を参照されたい。

また、「露日戦争に備えるために、独島を重要な軍事的要衝地と判断したため」領土編入したとの主張は必ずしも正しくない。『竹島問題 100 問 100 答』で述べたように、明治政府が仮に竹島を韓国領であったと判断していたならば、日韓議定書により編入せずに軍事的に利用が可能であったし、より軍事的・経済的価値の高かった鬱陵島を編入しなかったことから「帝国主義の恣行」などではなかったことが明らかである。明治政府は最終的に竹島を無主地として判断したからこそ、そのような曖昧な地をロシアに編入され形勢が不利になる前に日本に公式編入した、と考えるほうがむしろ論理的に矛盾が無い。

④「Q35 一九〇五年の竹島の領土編入措置は、秘密裏に行われたのか。」

「1905 年に日本は一方的に秘密裏に独島を編入した」

竹島の所管については政府内部での協議の結果、韓国に属するという記録はなく、従って無主地として他国に通知することなく編入措置が取られた。その事実は学会誌や新聞等で報道されたことはすでに『竹島問題 100 問 100 答』で詳述した。

また、1905 年 5 月 19 日付の「官報」で東郷平八郎連合艦隊司令長官の報告中、竹島を「リャンコルド岩」と誤記のちに訂正したことは、韓国の主張するような「軍事的要衝地と判断したため」「秘密裏に」竹島を編入したとの推測が、成り立たないことを示している。そのような軍事的目的を主眼とした編入を、当事者たる海軍が知らなかったことはあり得ないからである。

⑤「Q36 日本の竹島領土編入前に韓国(朝鮮)が竹島を実効支配した証拠はあるか。」

「韓国人は日本が編入する前から独島に渡海していた」

韓国人の渡海事実の真偽はともかくとして、主体的であったかに関わらず、民間人がある島に「渡海」していたことはその島を「実効支配」していた証拠にはなりえず、反論のタイトルをこのようにすり替えたことは、朝鮮・大韓帝国時代を通じて韓国が「実効支配」していた明確な証拠が皆無である事実を吐露していると考えられる。

また、鬱陵島検察使の張漢相は『鬱陵島事蹟』において「于山島」とも「竹島（日本名竹嶼）」とも呼称しておらず、竹嶼（韓国名竹島）に関する記述があるからといって、「于山島だけが残る」「従って彼が描写した島は竹島でなく独島を指す」などということは、暴論としか言いようがない。そもそも張は後に「于山島は鬱陵島の西にあり、広潤である（其西、又有于山島、而亦且広潤云矣）」と述べており<sup>27</sup>、張の考える于山島が現在の竹島であったとは到底考えられない。柳氏の主張は資料に基づいておらず、また、論理的にも破たんしているといわざるを得ない。

さらに、朝鮮政府が派遣した鬱陵島の検察使である朴錫昌が提出した「鬱陵島図形」をはじめとする古地図に描かれた島の鬱陵島からの位置、形状からして、17世紀末以降の于山島は現在の竹嶼（韓国名竹島）であると考えられ、これら古地図上の島を現在の竹島に比定するには、より明確で曖昧さを排除した根拠が必要となる。また、朴錫昌が「所謂于山島」としたのは、竹島と混同していたのではなく、張漢相の報告書にある東方五里にある呼称の明記されなかった海長竹の叢える島、つまり現在の竹嶼を指していたからであると考えられる。

なお、柳氏は朴の「鬱陵島図形」における于山島が竹嶼（韓国名竹島）であり、「所謂」としたことを「過去の于山島」つまり、現在の竹島と混同していたなどと主張するが、その真否はともかく、朴の地図にある于山島の実態が曖昧であったとするならば、外交部が「独島を示すけれども鬱陵島を示したりするもので独島呼称が明らかなものだけを明記することにしたとみなさなければならない」のであるから、今後は三峰島や可支島同様「于山島も外交部のリーフレットに明記すべきではない」と主張すべきであろう。

#### ⑥「Q37 沈興澤から初めて“独島”について知らされた大韓帝国政府はどう対処したか。」

「編入の知らせに接した韓国(人)はすべて独島が鬱陵郡所属という反応を見せた。」

朴齊純が出した指令に対する調査の回答は見つかっておらず、すでに述べたように、調査の結果独島が大韓帝国の版図外であると判明したと考えるのが自然である。

また、「帝国新聞」の記事には、柳氏の主張するような「大韓帝国としては出来る措置は尽くした」というような事実はない。文字が不鮮明であるため、下記に仮訳として載せる。

「日本人の無法（注：原文は日人無●（體？）） 鬱島郡守沈興沢氏が内務部に報告したところでは、日本の官員一行が本郡に来島して戸口と土地を調査して言うに、鬱島は日本において占領したので調査するとのことで、内務部が訓令したところでは、日人の戸口調査は分からないでもないが、占領したという話は人を欺くものなので知り合いの日本理事へ交渉して処断せよとしたという。」<sup>28</sup>

「日本理事」をホン（2011）<sup>29</sup>の解釈通り統監府の地方機関である理事庁の理事官とするなら

<sup>27</sup> 『朝鮮王朝実録』英祖 11年(1735年) 1月 17日 (戊子)

<sup>28</sup> 帝国新聞 1906年 5月 1日付記事 (韓国語)

<sup>29</sup> ホン・ジョンウォン(2011)「露日の鬱陵島侵奪と大韓帝国の対応研究」『軍事』80号 (韓国語)



ば、この記事から明確なのは、1. 当時、韓国では統監府を通じて日本国に対して抗議が可能であった。 2. 日本が占領（実際は編入）した島を竹島ではなく、鬱陵島と勘違いしていた。 の 2 点であろう。ただし、「日本理事へ交渉した」という記録は日韓どちらの資料からも認められない。

このことはとりもなおさず、「日帝強占期に「独島」に関する言及が見えなかった理由は、日本によって編入された後であったことと武断統治下の植民地状態が続いたためだ。」とする柳氏の主張に根拠がないことを示している。柳氏の主張に反し、大韓帝国政府は明らかに日本側に抗議することが可能であったことがこの記事は明示しており、 1. 国全体が併合されようとしていた折からそれどころではなかった。 2. 外交権が日本に奪われていて抗議しようとしたとしてもできなかった。などと、これまで韓国側が主張してきた説明が事実ではないことを実証するものである。

従って、この記事によってわかるのは、大韓帝国政府が統監府への抗議が出来たにもかかわらず、照会さえしなかった、ということになる。その理由はおそらく『100 問 100 答』で述べた通り、大韓帝国の指示による調査の結果、沈興澤の報告書で初めて知らされた「独島」なる島が、その漢字の意味するように日本海に浮かぶ絶海の孤島であり、古からの鬱陵島でも于山島でもなく、ましてや鬱島郡に属する島嶼などではなく、中央政府にとって未知の、韓国の版図外である島であることが判明したからであろう。

ところで、大韓帝国内部が統監府に対して鬱島郡範囲を返答し、その範囲に竹島が入っていなかったことを報じた皇城新聞の 1906 年 7 月 13 日付記事について、柳氏は「独島」の名称ではなく公文書である勅令 41 号の名称「石島」を使用したため、としたが、そもそも勅令 41 号の「石島」は「独島」であるといまだ立証されていない。以前柳美林氏は、「独島」が勅令第 41 号で「石島」と表記されたのは、「全羅南道の沿海民が鬱陵島を往来する途中」で目撃し、わかめ採りや漁労で流された島を全羅道地方の訛で「トク島ないしトル島」としたためであるとした<sup>30</sup>が、勅令 41 号の基礎となった 1900 年 6 月の禹用鼎の視察では、まず鬱陵島の島監であった裴季周（裴は 1900 年 11 月 26 日付けで鬱島郡守に任命された）と在住日本人に 3 日間にわたって聞き取り調査を行った<sup>31</sup>。江原道から鬱陵島へ渡ったとされる裴季周は、開拓最初期の江原道からの移住民だが、本来は仁川の対岸にある永宗島の住民であり、全羅道の漁民などではなかった<sup>32</sup>。中央からの視察官が島監を差し置いて、季節労働者である全羅道（その一部地域において「石」を「トク」と発音することがあるという）の漁民の地方訛りの特殊な呼称を公文書や勅令に採用するとは到底考えられない。そもそも禹用鼎の報告書に全羅道の漁民からの聞き取り調査など採用されていない。よって、禹用鼎の報告を基に議政府會議に提出した、内部大臣李乾夏の請議書に基づいて建議された勅令 41 号の「石島」を、全羅道地方の訛である「トク島」、つまり「独（ドク）島」と比定することは困難であり、皇城新聞の 1906 年 7 月 13 日付記事はやはり、大韓帝国政府が統監府に対して竹島は韓国の版図外であると返答した、ととらえるのが自然である。

<sup>30</sup> 柳美林(2008)「石島は独島だ - 日本の '石島=独島' 説否認に対する反駁 -」『海洋水産動向』1256（韓国語）

<sup>31</sup> 禹用鼎(1900)『鬱島記』（筆写本、高麗大学所蔵）

<sup>32</sup> キム・ホドン(2013)「『鬱島郡節目』を通じて見る 1902 年代の鬱陵島社会像」『蔵書閣』第 30 集、pp. 110-143（韓国語）